

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び
高等学校教科用図書検定基準の一部改正について（概要）

○義務教育諸学校教科用図書検定基準案及び高等学校教科用図書検定基準案

「教科書検定制度の改善について（報告）」（令和 2 年 1 2 月 2 日 教科用図書検定調査審議会）における「2 教科用図書検定基準の改正について」の提言内容を踏まえ、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 29 年文部科学省告示第 105 号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成 30 年文部科学省告示第 174 号）の一部を別紙のように改正する（別紙資料 2 参照）。

この告示は公布の日から施行し、令和 6 年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。